

平成27年度 定期監査等の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 選挙管理委員会事務局
- 3 監査実施期間 平成27年 8月19日
- 4 監査結果報告 平成27年11月30日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【選挙管理委員会事務局】

<p>(1) 支出事務について 次のおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 見積書の代表者名、日付漏れ。</p>	<p>【措置済】 平成27年 6月 5日 見積書の受付時に、代表者名、日付の記載の確認を徹底するよう、課内会議・研修において、指摘された具体的事例とその根拠規定等を取り上げ、適切な事務処理を行うこととした。</p>
<p>イ 仕様書、見積書、請書、業務完了届の添付漏れ。</p>	<p>【措置済】 平成27年 6月 5日 支出事務に必要な書類の作成を徹底するよう、課内会議・研修において、指摘された具体的事例とその根拠規定等を取り上げ、適切な事務処理を行うこととした。</p>
<p>ウ 業務完了届の日付誤り、所属長の確認漏れ。</p>	<p>【措置済】 平成27年 6月 5日 業務完了届の受付時に日付の確認を徹底するとともに、決裁欄・区分の記載された所定の「委託業務完了届」を使用することで所属長の確認・決裁漏れを防止するよう、課内会議・研修において、指摘された具体的事例とその根拠規定等を取り上げ、適切な事務処理を行うこととした。</p>
<p>エ 器具使用料で支出すべき備品利用料を会場使用料で支出。</p>	<p>【措置済】 平成27年 6月 5日 適切な予算科目で支出すべく、「会計事務の手引き」等を適宜参照することを徹底するよう、課内会議・研修において、指摘された具体的事例を取り上げ周知した。</p>
<p>オ 請求書の件名漏れ。</p>	<p>【措置済】 平成27年 6月 5日 請求書の受付時に、件名の記載の確認を徹底するよう、課内会議・研修において、指摘された具体的事例とその根拠規定等を取り上げ、適切な事務処理を行うこととした。</p>

<p>カ 請求書と見積書の社印の相違。</p>	<p>【措置済】 平成27年 6月 5日 なお、請求書の受付時、支出命令書の起案・回議時に、社印が同一か確認を徹底するよう、課内会議・研修において、指摘された具体的事例とその根拠規定等を取り上げ、適切な事務処理を行うこととした。</p>
<p>キ 予算執行伺に随意契約理由の記載漏れ。</p>	<p>【措置済】 平成27年 6月 5日 予算執行伺の起案・回議時に、随意契約理由（地方自治法施行令167条の2第1項）の記載とチェックを徹底するよう、課内会議・研修において、指摘された具体的事例とその根拠規定等を取り上げ、適切な事務処理を行うこととした。</p>
<p>(2) 契約事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 支出負担行為書と見積書の件名の相違。</p>	<p>【措置済】 平成27年 6月 5日 支出負担行為書の起案・回議時に、件名の一致の確認を徹底するよう、課内会議・研修において、指摘された具体的事例とその根拠規定等を取り上げ、適切な事務処理を行うこととした。</p>
<p>イ 見積書において、内訳金額と合計金額の相違。</p>	<p>【措置済】 平成27年 6月 5日 内訳金額の記載のある見積書については、受付時に、内訳金額の合計と合計金額が一致しているか確認を徹底するよう、課内会議・研修において、指摘された具体的事例とその根拠規定等を取り上げ、適切な事務処理を行うこととした。</p>
<p>(3) 文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 起案文書において、決裁日漏れ。</p>	<p>【措置済】 平成27年 6月 5日 回議終了時に、決裁日の記入を徹底するよう、課内会議・研修において、指摘された具体的事例とその根拠規定等を取り上げ、適切な事務処理を行うこととした。</p>
<p>イ 選挙公報の配布完了報告において、配布部数の訂正印漏れや配布完了日、配布部数の修正テープによる字句訂正。</p>	<p>【措置済】 平成27年 6月 5日 各分室（地区市民センター）において、訂正印による訂正を徹底するよう、所属内及び分室会議で指摘された具体的事例とその根拠規定等を取り上げ、適切な事務処理を行うこととした。</p>
<p>ウ 起案文書において、個人情報を含む文書を「個人情報無」と誤記載。</p>	<p>【措置済】 平成27年 6月 5日 個人情報の重要性を認識し、文書の起案・回議・決裁時に、添付文書や記載内容の確認を徹底するよう、課内会議・研修において、指摘された具体的事例とその根拠規定等を取り上げ、適切な事務処理を行うこととした。</p>

平成27年度 定期監査等の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 選挙管理委員会事務局
- 3 監査実施期間 平成27年 8月19日
- 4 監査結果報告 平成27年11月30日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【選挙管理委員会事務局】

<p>(1) 支出事務について ア 役務費の支出において、支出命令書と支出負担行為書の代表者名が異なっていた事例が見受けられた。期間中に相手方の代表者が変更した場合は、支出負担行為書等に変更履歴を記載して経緯がわかるようにしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成27年 9月 1日 起案の段階において、起案者が支出命令書と支出負担行為書とを突合し、相手方の代表者の変更等があった場合は、すみやかに相手方へ確認することを徹底することとした。 また、回議の段階において、承認者及び決裁権者も支出命令書及び支出負担行為書の内容を十分にチェックすることとした。</p>
<p>イ 使用料及び賃借料の支出において、仕様書に支払回数の定めがないのに部分払いしていた。仕様書の内容について不備のないよう精査すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成27年 9月 1日 起案者は、起案の段階において予定している支払方法と仕様書の内容との間に相違がないかを確認し、さらに支払いの段階において実際に行う支払方法と仕様書との間の整合性を再度確認することとした。 また、承認者及び決裁権者は、回議及び支払いの段階において、支払方法と仕様書の内容を十分にチェックすることとした。</p>
<p>(2) 委託契約について 次のとおりの事例が見受けられた。請書及び仕様書の内容について不備のないよう精査すること。</p>	<p style="text-align: center;">/</p>
<p>ア 請書において、仕様書は「別紙のとおり」と記載されているが、仕様書が添付されていなかった。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成27年 9月 1日 起案者は、起案の段階において請書記載の内容に不備等がないかを入念に確認することとした。 また、承認者及び決裁権者は、回議の段階において、記載内容及び添付書類を十分にチェックすることとした。</p>
<p>イ 予算執行伺に添付されている仕様書において、委託料の支払いについて、「仕様書に定めるところにより、委託料を請求するものとする。」と記載されているが、仕様書には記載されていなかった。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成27年 9月 1日 起案者は、起案の段階において仕様書の内容に矛盾点等がないかを入念に確認することとした。 また、承認者及び決裁権者は、回議の段階において、記載内容及び添付書類を十分にチェックすることとした。</p>

<p>(3) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について ア 時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。また、特定の職員に業務の集中が見られるため、所属長は事務分担の適正化・平準化を図ること。さらに、所属長は総時間外手当を金額ベースで把握し、コスト意識を常に強く持つとともに、職員の健康管理の面から、労務管理の徹底と業務の効率化、省力化を進め、時間外勤務の縮減を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成28年 5月30日 長時間にわたる時間外勤務は公務の能率及び職員の健康管理の面から望ましいものでないと認識しており、特定の職員への業務集中等を未然に防止するため、事前承認の徹底に努めるとともに、ノー残業デーには、計画的な事務執行を心がけて速やかに退庁するよう声かけを行っている。 年度によって変動する特定の選挙に関する事務等以外の事務に従事する時間外勤務の平均時間が、平成26年度と比較して、職員一人あたりで年間約202時間減った。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成28年11月30日 今年度は、7月に参議院議員通常選挙を執行したが、その準備期間中には、衆議院との同日選挙の可能性やこれに伴う参議院議員通常選挙の日程の決定の遅れなどの要因に加え、三重海区漁業調整委員会委員補欠選挙の準備も重なり時間外勤務の縮減については、難しい面があった。そのような中でもできる限り計画的な事務の執行を心がけ、ノー残業デーを実施し、職員の健康管理にも配慮した。</p>
<p>イ 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。【改善事項】 * 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。</p>	<p>【 継続努力 】 平成28年 5月30日 選挙執行にかかる事務は、短時間で大量の事務を処理するという性格上、大幅な縮減は困難な状況ではあるが、職員の健康管理を考え、総務課職員との協働体制の見直しや事務の効率化、省力化を進めるべく作成した事務手順書を用いて効率的な事務処理に努めている。 特定の選挙に関する事務等やむをえず時間外労働に従事しなければならないものがあつたため、労災認定基準を上回る勤務状況は解消できてはいない。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成28年11月30日 7月の参議院議員通常選挙については、選挙事務を行う総務課職員とのミーティングを通して全体の進捗状況を把握し、時間外勤務の縮減に努めた。 今年の参議院議員通常選挙の準備期間中には、三重海区漁業調整委員会委員補欠選挙事務があつたほか、衆議院との同日選挙に向けた対応などがあつたものの、前回平成25年度の同時期(6月・7月)の時間外勤務時間とほぼ同じ時間となった。選挙前の期間は、依然として労災認定基準を上回る勤務状況のため、継続して時間外勤務の削減に努めていく。</p>

<p>ウ 選挙事務は短期間に大量の事務を処理しなければならないが、事前からマニュアルを作成し、前倒して準備を進めることで、できる限り事務の平準化を図る必要がある。平成28年に予定される参議院選挙に向けて、いつまでに前倒しできる作業をするのか、工程を明確にして事務処理を進め、時間外勤務の縮減につなげること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成28年 5月30日 工程を明確にして事務処理を前倒しで進めるため、各種選挙について、主要事務日程を記載したスケジュール表を作成した。また、総務課職員との協働体制について、選挙事務分担表を作成して、事務の平準化を図った。</p>
<p>(4) 内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。なかには、前回監査時に指摘したものと同一内容のものもあり、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性を職員に意識づけし、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成28年11月30日 7月の参議院議員通常選挙については、総務課職員との協働体制を見直し、期日前投票期間、投票日前日及び当日の事務を交代で行うなど時間外勤務の縮減に努めた。</p>
<p>(5) 期日前投票所について ア 現在、4箇所の期日前投票所を設けているが、市民のライフスタイルの変化などにより、期日前投票のニーズが高くなっている。引き続き、期日前投票所の増設について検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成28年 5月30日 人事異動により新しく事務に従事する職員もいるため、所属内のルールを再度確認し、作成された事務手順書に従った事務執行、事務手順書の新規作成や適宜更新を行い、上位職によるダブルチェックを行い、内部事務管理の改善を図っていくこととした。</p>
<p>イ 民間施設を利用して期日前投票所を設けている他市の状況を検証し、本市の導入の可否について検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成28年11月30日 事務手順書の新規作成や適宜更新を行い、上位職によるダブルチェックに努め、内部事務管理の改善を図った。 また、総務課職員との事務分担及び進捗状況の把握に努めながら、計画的に事務を進めることでケアレスミス無くすなどの改善に努めた。</p>
	<p>【 検討中 】 平成28年 5月30日 市の南西部及び北西部に設置予定の消防分署への期日前投票所の開設を検討しており、引き続き関係部局と調整を行う。また、公職選挙法改正により、18歳選挙権が始まったことから、四日市大学での期日前投票所開設の可能性について大学と協議を始めた。</p>
	<p>【 措置済 】 平成28年11月21日 平成28年11月27日執行の四日市市長選挙から新たに四日市大学に期日前投票所を開設した。また、市の南西部及び北西部に設置予定の消防分署への期日前投票所の開設に向けて、引き続き関係部局と調整を行う。</p>
	<p>【 検討中 】 平成28年 5月30日 他市での事例を調査し、本市の導入の可否について引き続き検討する。</p>
	<p>【 措置済 】 平成28年11月21日 民間施設を利用した期日前投票所の開設については、急な衆議院の解散に対応するためのスペースの確保、名簿対照システムの専用回線の設置及び投票箱・投票用紙のセキュリティの確保などの課題があり、民間施設を利用することは困難である。これらのことから、立地的にも期日前投票所として望ましく、急な衆議院解散でも使用可能であるという判断から、南北消防分署での開設に向けて、引き続き関係部局と調整を行っている。</p>

<p>(6) 投票率の向上について ア 選挙啓発学生会「ツナガリ」について、継続して活動が続けられるよう四日市大学とも連携して取り組み、若年層の投票率向上に努めること。 【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成28年 5月30日 本市の取り組みは先進的として一定の評価を得ているところである。引き続き、四日市大学と連携するとともに、選挙啓発学生会「ツナガリ」の活動が継続できるよう定期的に会合を持ち、啓発活動を進めていく。</p>
<p>イ 選挙権年齢が18歳以上へ引き下げられることに対応して、県とも協議し、市内の高等学校への啓発を行い、投票率向上に努めること。 【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成28年11月30日 選挙啓発学生会「ツナガリ」については、今年度新たに6名の学生が参加し、毎月1回程度、打合せ会を行った。若年層の投票率の向上に向けて、様々な提案がなされ、市内在住の高校生とともに四日市市長選挙の啓発CMを作成した。このCMは、近鉄四日市駅前窓口サービスセンター、ふれあいモールのデジタルサイネージ、ララスクエア東入口の大型モニター、市役所、総合会館でのモニターで放映したほか、ツナガリのフェイスブックにも投稿するなど若年層に向けた選挙啓発を実施することができた。本市の取り組みは先進的として一定の評価を得ていることから、引き続き、四日市大学と連携して選挙啓発学生会「ツナガリ」の活動の支援及び育成に取り組んでいく。</p> <p>【 措置済 】 平成27年12月14日 平成27年12月14日に、投票箱等貸出の案内文書を市内の高等学校及び特別支援学校へ送付した。また、平成28年1月以降、市内の高等学校3校で、選管職員が選挙啓発授業を行った（うち、1校は県選管と共同）。今後も引き続き、高等学校での啓発授業を実施し、若者の投票率向上に努める。</p>
<p>ウ 店頭へのぼりを掲げて選挙啓発を行うなど、商店街など民間事業者と連携した啓発事業の取り組みについて検討すること。 【要望事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成28年 5月30日 民間事業者と連携した啓発事業の取り組みの方法を検討していく。</p> <p>【 措置済 】 平成28年11月20日 平成28年11月27日執行の四日市市長選挙に向けて、若者にも選挙を身近に感じてもらえるように選挙啓発キャラクター「せんぴょん」を活用し、投票所に向かって走る「せんぴょん」を新たにデザインした。このデザインを使用して民間事業者と連携した啓発事業に取り組んだ。具体的には、利用者の多い近鉄名古屋線の急行停車駅（近鉄富田駅、近鉄四日市駅、塩浜駅）で、改札機に市長選挙を告知するステッカーを掲示したほか、三重交通と三岐バスの正面にマスク型選挙広告を掲出したり、市内のスーパーマーケット、コンビニエンスストアには、ミニのぼり、ポスターを掲出した。 その他にも、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられて初めての市長選挙であったことから市内の高校、大学にもポスターを掲示していただき、選挙啓発の校内放送も依頼した。 また、通学に利用する近鉄、JR、三岐鉄道、四日市あすなろう鉄道の駅構内にポスターを掲示した。</p>